

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 5、7 番は軽自動車専用とする。
- (2) 高知警察署に「通行禁止道路通行許可申請書」の届出が必要。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

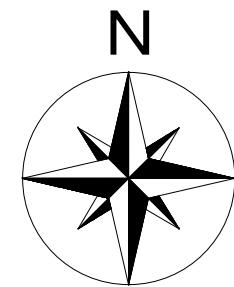
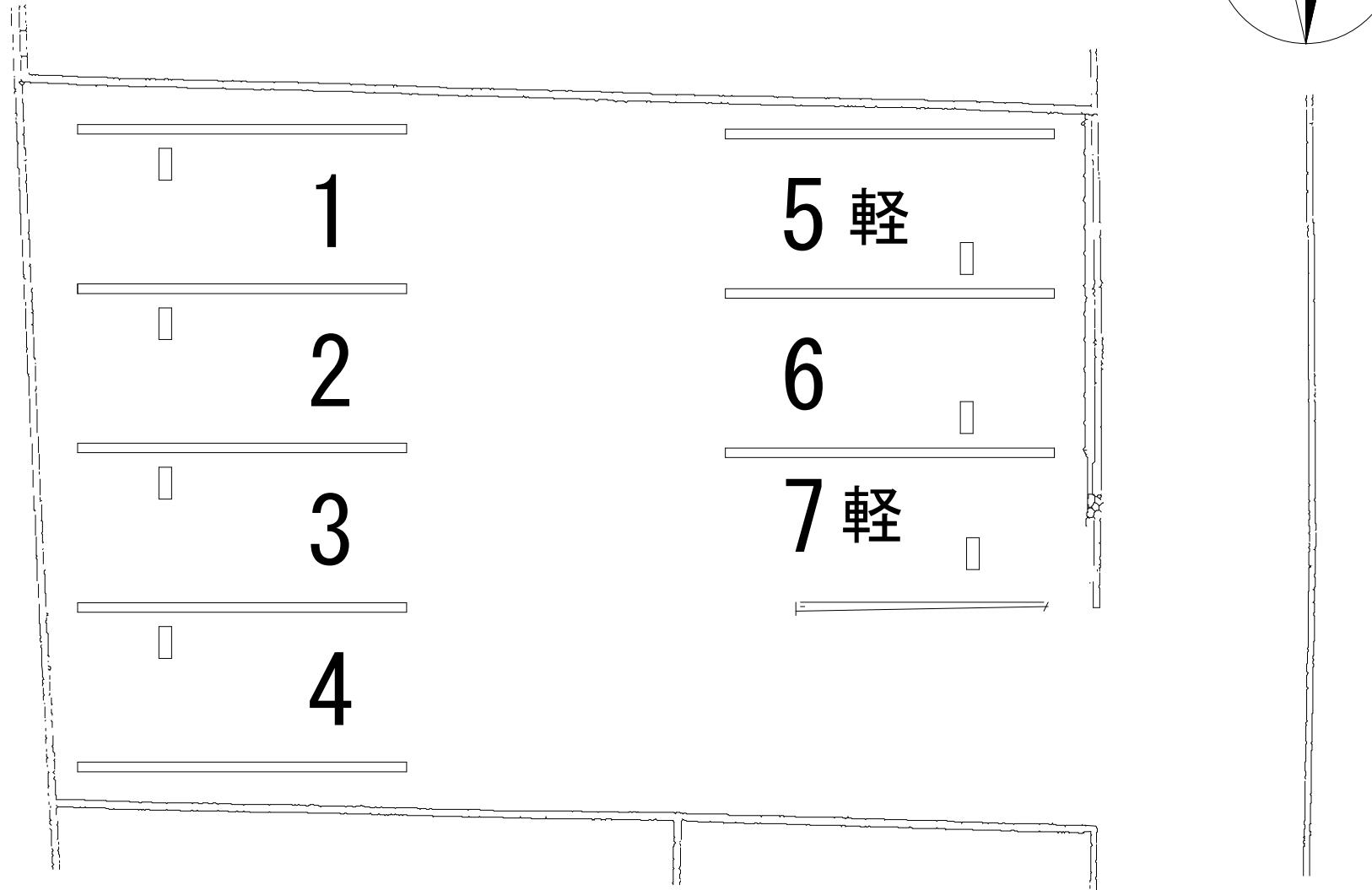
使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

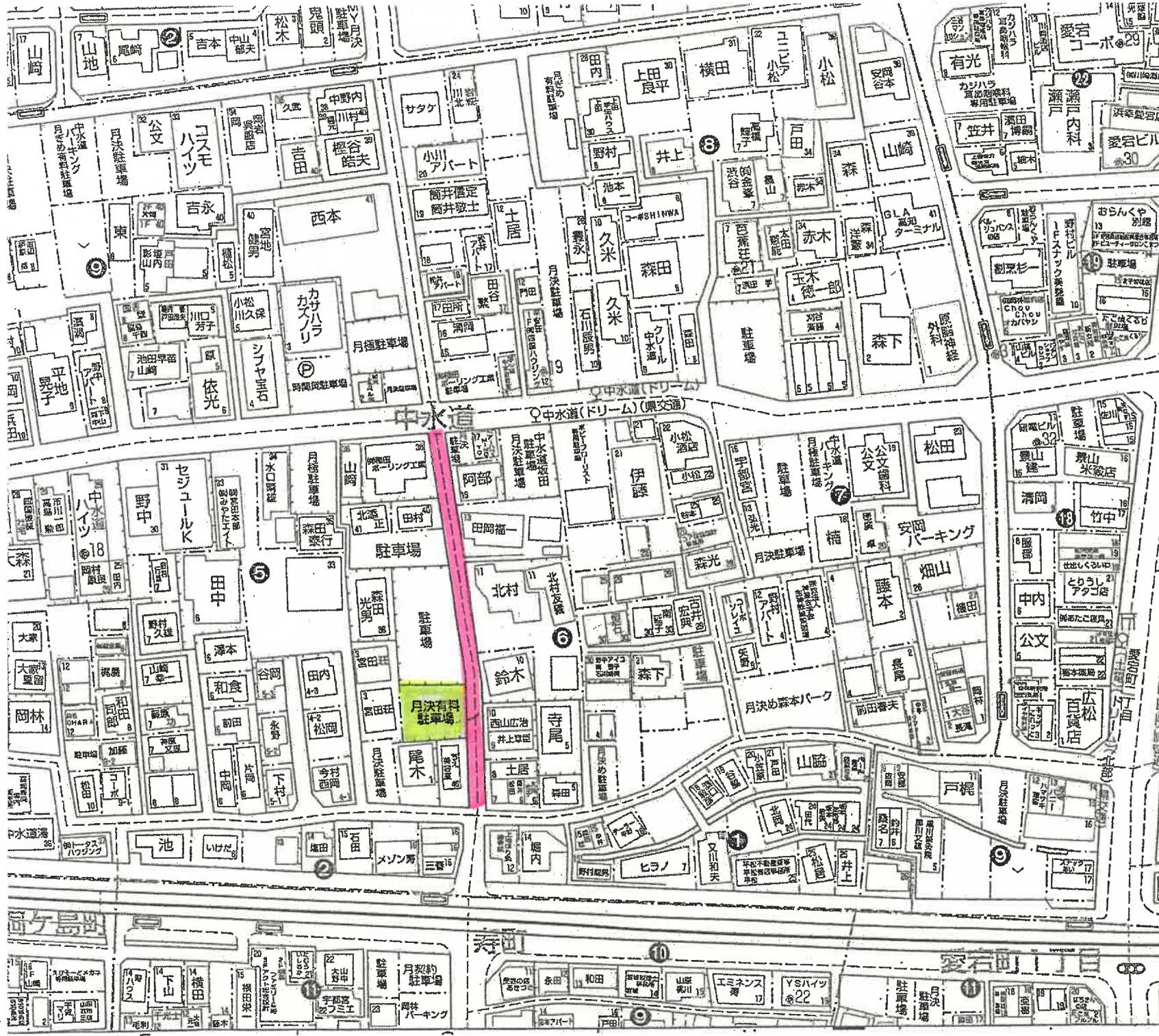
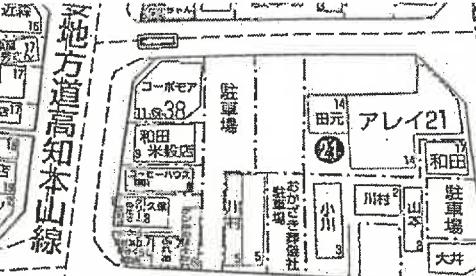
※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

中水道第1月極駐車場





別記様式第一の三

通行禁止道路通行許可申請書

年　月　日

警察署長殿

申請者 住 所

氏 名

印

主たる 住 所

運転者 氏 名

車両の種類		番号標に表示 されている番号	
運転の期間	年　月　日から	年　月　日まで	
通行しようとする通行禁止道路の区間	高知市中水道 5-38～高知市中水道 5-46		
やむを得ない理由	自動車保管場所への出入の為、通行を禁止されている 道路を通行しなければならない為		

第　号

通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年　月　日

警察署長

この許可の条件（条件の変更又は追加）、取消若しくは効力の停止について不服があるときは、行政不服審査法第5条の規定に基づき高知県公安委員会に対して、この通知を受けた日（又はこの通知を受領した日）の翌日から起算して60日以内に審査請求することができます。